

計画内容

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、名古屋市から北方約15km、濃尾平野のほぼ中央に位置し、気候は、内陸的気候の性格をもった温暖な地域であり、地形上は、北東部に広がる丘陵地と、南西部の平坦地に大別され、総面積6,281haである。

本市の森林面積は651haであり、市全域面積の約10%を占めている。

森林面積651haのうち、公有林は380ha、私有林は271haである。

本市の森林のうちスギ・ヒノキ等の人工林の面積は224ha、人工林率34.5%であり、県の人工林率63.7%と比較して人工林率は下回っている。

大都市近郊のため資産保有を目的とした所有者が多いことや、木材生産を目的とした森林経営が行われていないため、手入れされていない森林等が増加し、森林整備は停滞しているが、近年、森林に対する地域住民の意識や価値観が多様化し、都市景観の形成、生活環境の保全、保健文化等の公益的機能が要求されている。

また、森林は、生物多様性の保全に寄与し、二酸化炭素の吸收・固定源として、さらに木材をエネルギー利用することによる化石資源の使用削減に貢献し、低炭素社会の実現に貢献することを期待されている。

地域住民のニーズに応え、森林の有する多面的機能を確保していくため、森林整備の一層の推進に努めることが重要であり、本市の森林は、身近な環境要素として地域住民のふれあいの場としての活用が期待されている。

本市の北東部には、郊外型住宅地として桃花台ニュータウンがあり、住宅地周辺の広葉樹林等については、住民の憩いの場として、遊歩道、東屋等の施設とこれと一体的な森林の整備が望まれている。

手入れされていない森林等の間伐の推進は、切り捨て間伐が中心となることから、間伐材が利用されず林内に放置されるため、資源の有効利用を図る観点から、間伐材の搬出、利用促進が課題である。

また、森林整備の担い手の育成やNPO・ボランティア・市民による森林の保全整備活動の支援も必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性及び森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を公益的機能と木材等生産機能に大別する。

公益的機能の森林については、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能に分けられる。

各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

《公益的機能》

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し 込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地の固有の生物群集を構成する森林

《木材等生産機能》

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備及び森林施業に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、資源の循環利用と合わせ、花粉発生源

対策を加速化とともに、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策を次表のとおりとする。

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害

快適環境形成機能	<p>等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野</p>

生物多様性保全機能	生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

本市は、タブノキを市の木、ツツジを市の花に指定している。

保健・レクリエーション機能の発揮を期待する森林として位置付ける児の森の遊歩道や小牧山の景観に配慮した森林整備に努め、本市の森林が有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりを目指す。

また、植栽に際しては市民からボランティアを募るなど市民自らが森づくりに参加する森林整備に努め、都市住民との交流を推進するような森づくりの推進を図る。

その他、伐期の延長や伐採面積を縮小し、林地が裸地になる期間を短縮させる施業を行い、路網整備を推進し、効率的な森林施業による適正な森林経営が行われるよう必要な支援をする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の諸施策については、森林所有者、県等の関係者と相互に連絡を密にしながら推進に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次表のとおりとす

る。

樹種別の立木の標準伐期齢

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して、伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

（1）主伐の方法

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続するがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意する。
また、集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

(2) 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次のとおりとする。その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作、梁、桁、板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益

対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的の樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

区分	樹種名
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市（農政課）とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、地域の要望を考慮し、少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の選定に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に 1 ha 当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	

スギ	疎仕立て	2,500	
ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マツ類	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

なお、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市（農政課）とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。</p> <p>なお、寒風害等の恐れのある箇所について筋刈りや保護樹の残置等を併用する。</p>
植付けの方法・時期	<p>自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。</p> <p>また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。</p>
低コスト造林	1,000～2,000本／haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成

を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、下表の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。)は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

更新完了の標準的な判断基準	(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
---------------	--

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新するものとする。

樹種	期待成立本数
広葉樹	10,000 本/ha

樹高は 30 cm 以上とする。

なお、天然下種更新による場合は、必要に応じて次表の天然更新補助作業を行うこととする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込を行う

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

①標準値の設定

標準地の面積は、0.01ha 程度とする。標準地の箇所は、対象区域が 1 ha 未満の場合は 1 箇所。1 ha 以上の場合は、1 ha につき 1 箇所設定する。

②調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過した時点で、2 の (1) に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の 10 分の 3 を下回るものについて、その後 2 年以内に 10 分の 3 以上となるよう植栽し、更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、伐採方法が皆伐でない場合、伐採後の天然更新が確実に見込まれる場合、伐採規模が小面積（1ha未満）の場合等は、この限りでない。

IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が、5年生時点での生育し得る最大の立木の本数として10,000本/haとする。当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算してお

おむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目 以降		
スギ	密仕立て	5,000	16	22	29	材積に係る伐採率は 35% 以下とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする。	
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		
ヒノキ	密仕立て	5,000	16	22	29		
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な樹齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は 10 年、標準伐期齢以上の場合は 15 年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16			
下刈	スギ	2	1	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は 6 月から 7 月頃を目安とする。		
	ヒノキ	2	1	1	1	1	1	1	1						

つる切	スギ							1	1		下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ							1	1			
除伐	スギ							1	1		造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壤の維持や改善、景観の向上等を図るために、形質の良好なもの保存を考慮する。実施時期は、6月から8月頃を目安とする。	
	ヒノキ							1	1			
枝打ち	スギ							1	1	1	病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	
	ヒノキ							1	1	1		

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本市においては該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

森林の有する土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの公益的機能の発揮ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域については別表2、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限を別表3のとおりとする。

別表1

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	0
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6、8、9、11～17	423
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、9、11	62
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	0

別表 2

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	特になし	0
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	別表 1 の区域	435
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	特になし	0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特になし	0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特になし	0

別表 3 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
80 年	90 年	80 年	80 年	40 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林整備を実施するうえで、森林整備を実施する団体と森林法第10条の11第2項に定める施業実施協定の締結が必要となった場合は、県、市が必要な助言を行い、協定締結につなげる。

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、林業経営体等への施業の委託状況などを勘案し、長期施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営の規模拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する際には、受託者である林業経営体と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとする。

なお、森林経営受委託の契約においては、森林経営の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採等に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意する。

森林経営計画の実行に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者の意向を調査し、森林経営管理制度やそれ以外の方法、及

び森林環境譲与税の活用も検討しながら、森林の適切な管理を推進する。森林施業の実施に当たっては、公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的かつ重点的に行うために、市、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行うなどして、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

不在の森林所有者等において、森林所有者個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質な森林を目指すことは困難であるため、不在所有者等への普及啓発活動を強化し、意欲のある林業経営体への施業の集約化を図り、長期的な施業受委託が円滑に進むよう森林所有者等への情報提供を促進する。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者等に対しても、森林の機能及び森林管理の重要性を認識できるように働きかけ、意欲のある林業経営体への施業の集約化を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業経営体などへの共同委託により実施する。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。

(3) 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり定める。

単位：m／ha

区分	作業システム	路網密度	
		路網密度	基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110	35
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85	25
	架線系作業システム	25	
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>	16
	架線系作業システム	20<15>	
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5	5

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項特になし

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日23森保第207号愛知県農林水産部長通知）に則り、開設する。

イ 基幹路網の整備計画

特になし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、愛知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日23森保第294号愛知県農林水産部長通知）に則り、開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業を担う労働力を安定的に確保するためには、林業労働者の就労・育成から雇用の安定化まで支援する取組が必要である。

しかし、本市においては、事業を実施する事業体が市内には存在しないことから、県など関係機関と協力を図り、新たな事業体の発掘や新規参入、女性等の活躍・定着の促進などに努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業における安全性の確保、生産性の向上及び生産コストの低減を図るため、次のことを推進する。

- (1) 林業経営体によるスイングヤーダ、プロセッサー等の高性能林業機械の導入。
- (2) 林業経営体を中心とした森林施業の機械化を推進。
- (3) 間伐を促進するため、フォワーダ等の集材機の導入。
- (4) 高性能林業機械のオペレーター育成のため、(公財)愛知県林業振興基金や愛知県が実施する技術研修会等への積極的参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林業の活性化及び木材自給率の向上を図るために、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」を推進し、「地材地消」の市民への普及啓発活動や、公共建築物において積極的に地域の木材を利用することとし、木製品、住宅用建築材や森林バイオマスエネルギーなど幅広い用途で地域材が活用されるよう推進する。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

特になし

(2) 鳥獣害の防止の方法

特になし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の被害については、森林病害虫等防除法に基づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除（破碎又は焼却）等の対策により、被害の拡大防止及び防除に努める。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に

努める。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策等を定めるとともに、野生鳥獣との共存を配慮した森林整備等に努めるよう、森林所有者等に指導する。

3 林野火災の予防の方法

必要に応じて以下の対策の推進に努めるよう、関係機関等に協力依頼する。

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発の推進
- (2) 林野パトロールの実施の推進
- (3) 防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備の推進
- (4) 路網の整備の推進
- (5) 防火用水の整備の推進
- (6) 予防機材等の整備の推進

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れは、周囲の延焼のおそれがない場合に、地拵え、開墾準備、害虫駆除等を目的として実施するが、森林法及び小牧市火入れに関する条例等に基づいて実施するよう指導し、消防署及び隣地所有者とも連絡調整を十分にとり安全に行う。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
特になし

(2) その他

利用者の出入りの多い森林は、山火事等の発生が懸念されるため重点的に巡視活動を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域は、次表のとおりとする。

保健機能森林の区域

森林の所在 林班	森林の林種別面積 (ha)						備考
	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
1・9・11	61.7	8.4	52.6	0.4	0	0.2	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため択伐による施業（特定広葉樹の育成を行う施業等）の非皆伐施業を原則とする。

なお、望ましい施業の方法、施業を実施するまでの留意事項については、次表のとおりする。

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	天然更新とする。更新が困難な場合は、広葉樹植栽をする。
保育	下刈、つる切、除伐などを適切に実施する。
伐採	非皆伐施業、択伐とする。
その他	他法令により、制限を受けている森林については、法令に定める方法による。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

ア 整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設

野口地区にある老人福祉センターの北側に位置しているふれあいの森については、自然散策の拠点として森林浴、自然観察ができる遊歩道の整備がされている。（対図番号①）

東部丘陵地帯にある児の森は、子どもたちの「自然体験フィールド」として、森林の手入れや休憩所、歩道の整備がされている。（対図番号②）

また、東部丘陵地帯にある市民四季の森については、四季折々の自然の中で市民が遊びや学びを通じてお互いにふれあうことのできる魅力ある総合公園として、市民の森、ディスクゴルフ場、小鳥の森、わんぱく冒険広場、多目的広場等を配置し、野外レクリエーション施設、運動施設、教養施設の整備がされている。（対図番号③）

イ 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

アの施設についての維持管理を行う。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	15m	

4 その他必要な事項

利用者の安全に配慮するとともに、森林、施設の適正な維持管理に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

単独による森林経営計画の作成が困難な所有者には、森林整備計画の達成に向け、市も協力しながら森林経営計画の作成を推進する。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

特になし

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の有する多面的機能の理解を深めるため、地域住民との交流を図る。

公共建築物等において積極的に地域材の利用を推進する。

地域材利用の普及啓発に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民や企業等の取り組みを支援する。

森林ボランティアグループ等による小中学生等を対象とした自然体験学習などの森林に親しむ活動を支援する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

水源地保全に向けて、上下流の関係市町村等と連携した植樹活動に今後も積極的に参加する。

本取組を通じて、水源環境の維持・再生を図り、将来にわたって安定した水資源の確保につなげることを目指す。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の意向を調査し、森林の適切な管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

環境の保全等については、今後とも地域と一体となり推進していく。

人工林については、保育、間伐等を行い適正に整備保全を進める。

作業道開設等、森林の土地の形質の変更を行う際には、埋蔵文化財包蔵地の指定の有無を確認し、文化財保護のために必要な手続きを行うよう周知する。

なお、森林の伐採や伐根、芝草を掘り取るもの、また、土地の形質の変更を行う土地が砂防指定地として指定されている場合、手続きが必要な場合があるため確認するよう促す。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行うものとする。

本市においては、「小牧市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定めており、公共建築物だけでなく、市内民間建築物等の木造・木質化等を推進する。